

取手地方広域下水道組合公告第2号

一般競争入札の執行について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

平成30年1月5日

取手地方広域下水道組合管理者 藤井 信吾

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

30単独第41-002号県南CC汚泥収集運搬及び処分業務委託

(2) 委託業務の内容

下水汚泥（脱水ケーキ）の収集運搬及び有効利用処分 予定数量 3,000トン
その他詳細は別添仕様書による

(3) 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 排出事業場

取手市小文間173番地内（県南クリーンセンター）

(5) 入札方法

ア 入札金額については、入札書に収集運搬業務及び処分業務を合算した1トン当たりの単価を記載すること。また、当該入札書とあわせて入札金額見積内訳書、収集運搬業務見積書及び処分業務見積書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 入札書は、指定する日時及び場所に直接提出すること。

オ 業務を提携して収集運搬業務及び処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を提携する代表の者及びその構成員本人の連名による入札書を提出すること。

(6) 落札者の決定方法

取手地方広域下水道組合契約規則（平成24年規則第8号）の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札保証金 免除

(8) 契約保証金 免除

(9) 請負代金額の支払方法 12回払

2 入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく取手地方広域下水道組合の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 取手地方広域下水道組合競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年訓令第2号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同規程第5条に規定にする競争入札参加有資格者名簿の「下水汚泥運搬」及び「下水汚泥中間処分」に登録されている者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準，取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領，取手市物品調達の契約に係る指名停止等措置要領，つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱，取手地方広域下水道組合建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領及び取手地方広域下水道組合物品調達の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第1項及び第6項の規定に基づき産業廃棄物（取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥が含まれること。）収集運搬業務及び処分業務において、必要な許可を受けた者であること。
- (6) 業務を提携して収集運搬業務及び処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を提携する全ての構成員が上記（1）から（4）までの資格を有しているとともに、担当する業務に応じて上記（5）の資格を有していること。ただし、一つの業務提携において、収集運搬業務を担当する者の数及び処分業務を担当する者の数はそれぞれ一人とする。なお、入札参加者は複数の業務提携に加わることはできないものとする。
- (7) 下水汚泥（脱水ケーキ）を処理する施設は（5）の許可を受けたものであること。
- (8) 処分予定数量3,000トン／年の下水汚泥（脱水ケーキ）を全量再資源化し、有効利用すること。
下水汚泥（脱水ケーキ）を中間処理した後に再資源化を他者に委託する場合は、中間処理後に発生したものを再資源化し、有効利用すること。ただし、有効利用後の製品は、建設資材（セメント、人工軽量骨材等）、肥料又は燃料とする。なお、販売実績のない製品については有効利用とは認めない。
- (9) 当組合の汚泥搬出計画に合わせて、下水汚泥（脱水ケーキ）を処分地まで運搬すること。また、その処分地の処理能力の規模は、年間3,000トン且つ1日当たり20トン以上の脱水ケーキを処理できる能力を有し、当組合の汚泥搬出予定に合わせて処理すること。
- (10) 過去10年以内に、流域下水道又は公共下水道において、収集運搬業務を担当する者は、下水汚泥（脱水ケーキ）収集運搬業務を、また、処分業務を担当する者は、下水汚泥（脱水ケーキ）処分業務を元請として受託した実績を有する者であること。ただし、契約期間中に再委託をするに至ったものは、受託実績に該当し

ない。

- (1 1) 収集・運搬に使用する車両は、産業廃棄物収集運搬用として許可された10トン積車両且つホッパー高さ3.4mに対応するものとする。
- (1 2) 同日に行われる同種業務「委託業務の名称：30単独第41-001号県南CC汚泥収集運搬及び処分業務委託」の入札において、落札者となった者（業務提携の構成員も含む）は本業務の入札に参加することができない。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付，入札書の交付，契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒302-8558 茨城県取手市小文間173番地
取手地方広域下水道組合 総務課（契約検査係）
電話 0297-74-4174
- (2) 入札説明書の交付期間
入札公告日から平成30年1月19日（金）までの午前9時から午後5時まで
ただし，取手地方広域下水道組合の休日を定める条例（平成2年条例第1号）に定める休日を除く。

4 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は，次の書類を3（1）に示す場所に平成30年1月19日（金）午後5時までに持参により提出しなければならない。郵送等による提出は認めない。
※この一般競争入札を取手地方広域下水道組合産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務委託に係る業務提携の取扱要綱（平成22年告示第6号。以下「要綱」という。）の規定により業務を提携して入札に参加する場合には，要綱第5条による「業務提携書」及び「競争参加申請書」を同じく平成30年1月19日（金）午後5時までに持参により提出しなければならない。郵送等による提出は認めない。
なお，提出した書類について説明を求められたときは，これに応じなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号の1又は様式第1号の2）
 - イ 一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号）
 - ウ 汚泥（脱水ケーキ）再資源化及び有効利用計画書（別記1）及び添付書類
 - エ 汚泥（脱水ケーキ）の全量再資源化及び有効利用実績書（別記2）及び添付書類
 - オ 汚泥（脱水ケーキ）の運搬実績書（別記3）及び添付書類
 - カ 本業務を履行するに当たって必要とする廃掃法第14条第1項に基づく許可証の写し及び許可を受けた産業廃棄物運搬車両一覧並びに自動車車検証（有効期限を経過していないものに限る）の写し
 - キ 本業務を履行するに当たって必要とする廃掃法第14条第6項に基づく許可証の写し
なお，施設の能力が，一日当たり20トン以上の下水汚泥（脱水ケーキ）を処理できることがわかること
- (2) 入札参加資格等の確認の結果は，一般競争入札参加資格等確認通知書（様式第3号）により回答する。

(3) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

(4) 入札参加者が2者に満たない場合には入札の執行を中止する。

5 現場説明会
実施しない。

6 入札執行の日時及び場所
平成30年2月9日(金) 午後1時45分
取手地方広域下水道組合3階第2会議室

7 入札保証金及び契約保証金
免除

8 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(2) 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告及び説明書で示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(4) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

9 契約書作成の要否
要する。 ※契約書については別紙「契約書(案)」のとおり

10 詳細は入札説明書による。